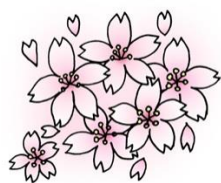


令和6年度

第1回 与進北小学校運営協議会



令和6年4月22日（月）

浜松市立与進北小学校

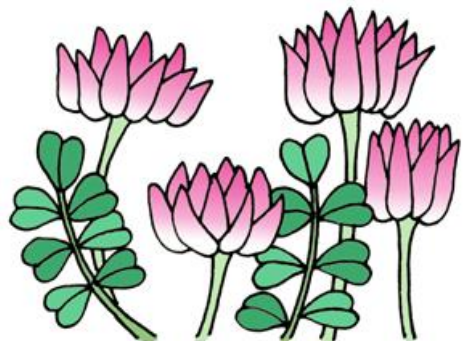
次 第

(司会：教頭)

※開催要件の確認（過半数の出席確認）

- 1 校長あいさつ（校長）
- 2 任命書・委嘱書の交付（校長）
- 3 組織の確認（教頭）
自己紹介 … P. 1
- 4 浜松市学校運営協議会規則確認 … P. 2～5
- 5 会長の選出（教頭）
会長あいさつ
- 6 副会長の指名（会長）
- 7 議長の選出
- 8 前回会議録、令和5年度協議会自己評価の確認 … P. 9～12
- 9 熟議（司会は議長）
 - (1) 令和6年度 学校教育活動の基本方針について（校長）… P. 6～8
 - (2) 夢育やらまいか事業に対する意見書について… P. 13
 - (3) その他（いじめ対策について 別紙参照）
- 10 報告
- 11 連絡
 - ・ 学校案内「進取」 … … … 別冊

- | | | | |
|---|-----|----------------|-------------|
| 【 | 第2回 | 令和6年 6月24日（月） | 13:45～15:15 |
| | 第3回 | 令和6年 11月18日（月） | 13:45～15:15 |
| | 第4回 | 令和7年 2月17日（月） | 13:45～15:15 |



□ 組織づくり

① 学校運営協議会委員

	名 前	地 区	肩 書
委 員	栗田 孝代	小池	長上地区民生児童委員協議会 会長
委 員	中根その美	市野	長上地区主任児童委員
委 員	森田 良信	中田	長上地区連合自治会 会長
委 員	高木みゆき	小池	長上歴史の会 事務局長
委 員	佐藤 真	市野	令和6年度 PTA 会長
委 員	西村 進也	市野	令和6年度 PTA 総務
委 員	高杉威一郎	上島	総合福祉施設さぎの宮寮 理事長
学校支援CD	石田みゆき	原島	生涯学習ボランティア「与進の会」会長
学校支援CD	田光美智代	中田	読み聞かせボランティア

② オブザーバー

長上協働センター	石井 智也	所長
長上協働センター	村田 弘貴	主事

③ 学校関係者

校 長	河合 勝之	令和4年度～
教 頭	山田 正典	令和6年度～
教務（CS 担当）	各務 哲人	令和4年度～
CS ディレクター	瀧本 恵子	令和5年度～

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日 浜松市教委規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年4月22日

I 経営の基底

1 学習指導要領をふまえた経営

- (1) よりよい社会を創るために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」
- (2) 知(育)・徳(育)・体(育)の調和のとれた「生きる力」の育成
- (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- (4) 教育活動の質の向上、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの推進

2 はままつの教育をふまえた経営（はままつ人づくり未来プランー第3次浜松市教育総合計画ー）

- ・ キャリア教育を核とした教育の推進
- ・ 教育の情報化
- ・ コミュニティ・スクール 「地域とともにある学校づくり」

3 本校の実態から

＜本校の強み＞

- 人懐っこく素直な子が多く、落ち着いた学校生活を送っている。
- やらなければならないことは真面目に取り組む。（伝えたことへの反応力が高い）
- あいさつを学校の自慢に挙げている子が多く、意識が高まっている。
- 「タブレットを使った学習に取り組んでいる」と感じている子が多い。
- 「自分にはよいところがあると思う」と答えている割合が高い。
- 保護者や地域が学校に対してたいへん協力的である。（PTA 加入率 100%）

＜本校の弱み＞

- 基本的生活習慣で気になる表れが見られる。（廊下・階段の歩き方、学習中の姿勢）
- 「何事にも前向きに挑戦」する態度は低い。（学校評価から）
- 自分から進んで課題解決しようという意識がやや低い。

II 学校経営方針

1 校訓

「進取」
560.

※自由な発想で自ら積極的に新しい物事へ取り組んでいく

2 目標について

(1) 学校教育目標

進んで行い 共に生きる子

(2) 重点目標（目指す子供の姿）

知徳体	目指す子供の姿	具体的な手立て
よく学び合う 〈知育〉	☆ 自分の考えを持ち、進んで対話する子 ☆ ねばり強く学習する子	○ 児童が主体的・対話的で深く学ぶことができるような授業改善の推進 ○ 話し合い活動の充実 ○ ICTの活用 ○ 読書活動の推進
きたえ合う 〈体育〉	☆ 運動に進んで取り組む子 ☆ 健康で安全に生活する子	○ 丈夫な体づくり 「スポーツチャレンジカード」 ○ 安全教育の充実 「安全の日」 ○ 心の健康 「こころの日」 ○ 食育の推進 「チャレンジ弁当」 ○ 体験的な防災教育と防犯教育の実施
たすけ合う 〈徳育〉	☆ 進んで関わり、協力する子 ☆ 自他のよさに気付き、認め合う子	○ あいさつの推進 ○ 学級活動の充実（学級会・係活動） ○ 児童会活動の充実（縦割り交流活動の実施）

(3) 学校経営目標

笑顔があふれる学校 ～笑い顔・優しい顔・真剣な顔を目指して～

<目指す学校>

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------------|---------------------|
| ① だれもが安心できる学校 | → “オール（チーム）与北でつくる” | キーワード
「対話を大切にする」 |
| 「通いたくなる学校（子供）」
「信頼される学校（地域）」 | 「通わせたい学校（保護者）」
「勤めたい学校（職員）」 | |
| ② あいさつが自慢できる学校 | → “浜松一あいさつができる” 学校に | |
| ③ 風通しのよい職場環境 | → 確認・共有・協働 | |
| ④ 危機管理意識の高い学校 | → 素早く・誠実に・正確に、「報連相」の徹底 | |
| ⑤ 謙虚に学び続ける職員集団 | → 教職員としての資質・能力の向上 | |

3 指導の重点

(1) キャリア教育を根幹に据えた教育課程

（育てたい4つの力）

- | | |
|--------------|---------------|
| ○ 主体的行動・粘り強さ | → 「やってみよう！」 |
| ○ かかわる力 | → 「かかわろう！」 |
| ○ 課題解決力 | → 「いかそう！」 |
| ○ 将来設計 | → 「みらいに向かって！」 |

(2) 積極的な生徒指導の充実

- ・ 学習指導と生徒指導を一体的に実践する。
- ・ 心理的安全性の高い学級・学年経営をする。
- ・ 全職員でいじめ対策に取り組む。（いじめ見逃しゼロ、早期発見・早期対応）
- ・ 子供・保護者・地域との信頼関係の構築を図る。
- ・ 子供の主体性を引き出す。（子供の意見を大切にする、教育活動への参画）

(3) 確かな学力をつける授業改革

- ・ 論理的思考力を身に付けるための手立てを工夫する。
- ・ 学習の基礎・基本としての「聴く」・「話す」を徹底する。
- ・ コミュニケーション能力の育成を図り、話し合い活動をより活発にする。
- ・ ICTの効果的な活用を積極的に進める。

(4) 発達支援教育の推進

- ・ 教育的ニーズに応じた多様で柔軟な教育を進める。（合理的な配慮）
- ・ 配慮を要する児童に寄り添い、その子に合った就学支援を慎重に進めると共に、専門機関、専門スタッフ（SC、SSW）との連携を密にする。
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化に取り組む。

(5) 持続可能なコミュニティ・スクールの運営（設置4年目）

- ・ 「よりよい学校」をめざすという目的を共有し、学校支援体制の構築と、具体的方策の熟議の実施を図る。
- ・ 地域のひと・もの・ことを一層活用し、地域に根ざした活動を取り入れる。

4 働き方改革の推進

- (1) 業務の在り方を見直す
- (2) 勤務時間を意識した働き方を進める
- (3) 健康的で健全な職場環境づくり

<勤務時間>

8:00～16:30 （7時間45分）

<休憩時間>

12:45～13:15 （日課表の昼休み）

15:45～16:00 （会議等）

令和6年度 与進北小学校グランドデザイン

与進中学校区の目指す子供像

「自信をもって ともに進む長上の子」

〈現行学習指導要領〉

—実施5年目—

- ・社会に開かれた教育課程の実現
- ・生きる力の育成(「確かな学力(知)」
「豊かな心(徳)」「健やかな体(体)」)
- ・「主体的・対話的で深い学び」の
ための授業改善の推進
- ・カリキュラム・マネジメントの
推進

学校経営目標 笑顔があふれる学校

～笑顔・優しい顔・真剣な顔を目指して～

＜目指す学校の姿＞

- 1 だれもが安心できる学校
「子供が通いたくなる学校」「保護者が通わせたい学校」
「地域から信頼される学校」「職員が勤めたい学校」
- 2 あいさつが自慢できる(浜松-あいさつができる)学校
- 3 風通しのよい職場環境
- 4 危機管理意識の高い学校
- 5 謙虚に学び続ける教員集団

R6 キーワード

対話を大切にする

〈第3次浜松市教育総合計画〉

—後期計画最終年度—

- 未来創造への人づくり
- 市民協働による人づくり
- ・ キャリア教育を核とした
教育の推進
- ・ 教育の情報化
- ・ 「地域とともにある学校
づくり」



【校訓】
進 取

【学校教育目標】

進んで行い共に生きる子

教育課題における指導の重点

- ・ キャリア教育を根幹に据えた教育課程
- ・ 積極的な生徒指導の充実(発達支持的生徒指導への転換、心理的安全性のある学級・学年経営、信頼関係の構築)
- ・ 発達支援教育の推進
- ・ 持続可能なコミュニティ・スクールの運営

重点
目標

知育 ①よく学び合う

【目指す子供の姿】

- ☆ねばり強く学習する子
- ☆自分の考えを持ち、進んで伝える
子

＜具体的な手立て＞

- 児童が主体的・対話的で深く学
ぶことができるような授業改善
の推進
- ICTの活用
- 読書活動の推進(保護者向け図書
館だよりの発行による啓発)

体育 ②きたえ合う

【目指す子供の姿】

- ☆運動に進んで取り組む子
- ☆健康で安全に生活する子

＜具体的な手立て＞

- 丈夫な体づくり「スポーツチャレンジカード」
- 安全教育の充実「安全の日」
- 心の健康「こころの日」
- 食育の推進「チャレンジ弁当」
- 体験的な防災教育と防犯教育の
実施

徳育 ③たすけ合う

【目指す子供の姿】

- ☆進んでかかわる子
- ☆仲間と協力する子
- ☆自他のよさに気づき、認め合う子

＜具体的な手立て＞

- あいさつの推進
- 学級活動の充実(学級会・係活動)
- 児童会活動の充実

未来創造への人づくり

社会とつながる学びを大切にしたいキャリア教育の推進

やってみよう!
(主体的行動・粘り強さ)

かかわろう!
(かかわる力)

いかそう!
(課題解決力)

みらいに向かって!
(将来設計)

市民協働による人づくり

家庭との連携・協働

- ◎学校からの情報発信
- ◎キャリア教育で育てたい力の共有
- ◎教育相談や個別懇談等の充実
- ◎家庭における学習習慣の定着
- ◎望ましい生活習慣の確立
- ◎気持ちのよいあいさつの励行

地域とともにある学校

与進北小学校運営協議会
(コミュニティ・スクール)

- ◎地域の「ひと・もの・こと」を
活用した学習
- ◎学校ボランティアの充実
(読み聞かせ・クラブ活動など)
- ◎地域の活動への参加
- ◎気持ちのよいあいさつの励行

地域との連携・協働

令和5年度 第4回学校運営協議会 会議録 (要点記録)

- 1 開催日時 令和6年2月19日(月) 13時45分から15時20分まで
- 2 開催場所 与進北小学校 ひだまり
- 3 出席委員 稲田 定彦、栗田 孝代、平尾 賢弘、中根 その美
田光 美智代、富田 真悟、岩本 晃輔、佐藤 真
石田 みゆき(学校支援コーディネーター)
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 村田 弘貴(長上協働センター主事)
- 6 学校 河合 勝之(校長)、古橋 拓実(教頭)、磯部 真代(CS担当)
瀧本 恵子(CSディレクター)
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 瀧本 恵子
- 9 議長の選出
司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、稲田会長から富田委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを了承した。
- 10 協議事項
 - (1) 学校関係者評価について
 - (2) 来年度の学校運営基本方針について
 - (3) 学校運営協議会の自己評価について
 - (4) 夢育やらまいか事業(CS加算分)について
- 11 会議記録
司会の古橋教頭から、委員全員が出席しており、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。
 - (1) 学校関係者評価について
議長の指示により、教務主任の磯部教諭から、別冊の学校評価アンケート集計結果について報告があった。
議長より、報告と資料について、意見や質問があるか確認があり、委員からは以下の発言があった。
 - ・ICTの教育でパソコン等に頼ってしまうことで、児童と先生方とのふれあいが減ってしまうのではないかと。先生とのコミュニケーションを図ることが大切で、その上でICTをうまく活用していくと良いと考えるがどうか。(稲田会長)

⇒ICTの効果的な活用ということで、タブレットを見ると子供の理解や考えを一目瞭然で把握できる。履歴にも残り、共有することができる。時代が変わっても、コミュニケーションという大事なものは変わらない。(磯部教諭)

・昔は先生が回って教えてくれた。一人一人に違った角度で話をしてくれた。昔のことで申し訳ないが、全部画面で見ると、少しでも子供と関わってもらいたいと思って質問した。(稲田会長)

・アンケート結果の保護者の言葉欄から、自分の時代と今の保護者との考えの違いを感じた。兄弟のいる人が書いていると思うが、幼稚園や中学校ではこうなのに小学校ではなぜやらないのか、と思っている親がいる。思っていることをはっきり言う親がいるのは良いことかもしれない。(石田委員)

⇒幼稚園と小学校では、学習指導要領が異なる。小学校は義務教育で学びの場であり、幼稚園は遊びや経験を中心として個を育てる場である。幼、小、中の接続が円滑にいくように、情報交換をしている。保護者も入学してから、だんだん違いをわかってくれる。丁寧に説明をしていくことは大事だ。(磯部教諭)

・プリントの裏に答えがあるというのはどういうことか。(石田委員)

⇒プリントをやったら、すぐに答え合わせをして確認することができる。プリントは生ものだと表現し、やったらすぐに確認して身につけることが大切。(磯部教諭)

・なぜそうしているのか親はわかっていない。(石田委員)

・親は自分の子供が裏の答えを見てプリントをやっていると思っている。(栗田委員)

⇒何のために裏に答えを載せているのか説明をしていく。(磯部教諭)

・子供たちがちゃんとわかっているから、意図を伝えれば親もわかってくれる。(栗田委員・石田委員)

・クラスによって違うということはないか。(田光委員)

・子供たちも戸惑わないように、学年での統一は必要だと思う。(栗田委員)

議長より、その他の意見や質問がないか確認があり、全員了承した。

(2) 来年度の学校運営基本方針について

議長の指示により、校長より別紙資料の説明があった。また、校長が独自で行ったよきたアンケートの結果も別冊の資料で説明があった。

議長より、以上の説明から質問があるか確認があり、委員からは以下の発言があった。

・校長先生の話から、私たちの地域を大切に思ってくれていることが伝わった。温かい励ましや、一緒にやったださる心意気、優しさを感じた。ありがたい。(中根委員)

・話を聞いていると先生が大変なことを改めて感じた。先生が働きやすい学校になると良い。(稲田会長)

・担任以外の時間制の先生がいると良い。(稲田会長・石田委員)

・小さいお子さんのいる先生が多いので、子供の学校行事に休んで参加できると良い。

(石田委員)

⇒自分の子供の学校行事には、できるだけ行ってもらっている。時間制の勤務は、そういう制度(短時間勤務、部分休業等)はあるが、取得はなかなか難しい。全て当てはめることは、学校だけではなく、他の職場でも難しいだろう。(校長)

・第4回で来年度の話を聞くことができて良かった。(栗田委員)

教頭より、来年度の学校運営基本方針について、本日承認でも来年度承認でも可能だが、どうするかの確認があり、栗田委員より、新しい委員も参加する来年度での承認を求める意見が出て、承認は来年度になった。

(3) 学校運営協議会の自己評価について

議長の指示により、教頭より資料の説明があり、抜粋のため熟議の依頼があった。

議長より、資料について意見の確認があり、委員からは以下の発言があった。

・与北カフェの活動から、先生や子供たちとの会話を通して、普段学ぶことができないことを学ぶことができた。そのことを盛り込んでほしい。(平尾委員)

⇒委員自身の学びになったということで良いか。(議長)

⇒はい。(平尾委員)

⇒学校支援活動の2に盛り込みたいと思う。(教頭)

(4) 夢育やらまいか事業(CS加算分)について

議長の指示により、教頭より資料の説明と報告があった。

議長より、説明と報告について意見の確認があり、全員異議なく了承した。

12 その他、連絡事項等

CS担当の磯部教諭より、別紙「令和6年度 年間の主な行事(仮)」より学校運営協議会の日程の説明があった。また、2月7日に行われた、参観会でのひだまりの活用について報告があった。

校長より、きんもくせいの会と図書整備ボランティアが、ふるさと貢献賞を受賞した報告があった。また、本校教員がはごろも教育賞を受賞し、磯部教諭が中日教育賞を受賞した報告があった。

教頭より、今年度卒業式と来年度入学式の来賓についての連絡があった。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立与進北小学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・「よりよい学校」を目指すという目的を共有し、学校支援体制の構築や地域人材の活用とその具体的方策の熟議を図る。
- ・学校運営協議会の周知を図る。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・校長より、学校運営の基本方針について丁寧な説明があり、また、委員の質問に対しても丁寧な説明があり、基本方針について共有することができた。
- ・グランドデザインや学びのマップ、キャリア教育など具体的に提示され、委員との質疑応答も含めて理解を深めることができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・地域人材を有効に活用できるよう、学校支援コーディネーターを中心に、学校のニーズに合わせた人材の発掘や依頼等について熟議を進め、実践することができた。そして、学校で推進しているキャリア教育に役立てることができた。
- ・今年度は、地域の団体や企業にも参加していただくことができ、総合的な学習の時間の学習に役立てることができた。
- ・コミスク・カフェを活用し、学校運営協議会委員と教職員、学校運営協議会委員と高学年代表児童と、よりよい学校にするための意見交換の場を設定し、活発な話し合いをすることができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・コミスクだよりを始めとして、「ひだまり」教室を活用して保護者への情報発信をした。
- ・自治会や民生委員の定例会、PTAの会合等を活用し、学校運営協議会のしくみや活動内容等の情報発信をした。
- ・各会合等において情報発信をしているが範囲が限定的であるため、今後も幅広く情報発信の方法等について熟議をすることが必要である。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・学校応援団（個人や企業）と学校や家庭、地域との連携や協働の推進をする。
- ・十分な情報発信や「ひだまり」の有効活用